

広島県告示第五百九十六号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定によって、通行する車両の総重量の最高限度が、二十五トン以下で車両の長さ及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値である道路を次のとおり指定する。

令和七年六月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道四八七号	呉市警固屋四丁目二五九番一地先から 呉市警固屋二丁目一九三番四地先まで
県道呉環状線	呉市阿賀中央六丁目三九六二番地先から 呉市阿賀中央九丁目五七五六番五一地先まで
県道呉港線	呉市宝町一〇番二地先から 呉市中央一丁目一〇〇七番地先まで
県道三原竹原線	三原市小泉町字油田三三〇五番一地先から 竹原市竹原町字紅岩四三三八番の一地先まで
県道府中停車場線	府中市元町四六八番三地先から 府中市元町五九一番三地先まで
県道木野山府中線	府中市府中町五〇五番二地先から 府中市府中町九〇五番一地先まで
県道金丸府中線	府中市本山町一〇五三〇番一三九地先から 府中市府中町五〇五番二地先まで

二 指定する期日

令和七年七月一日